

平成

二十四年

五條市議会第三回臨時会会議録(第一号)

平成二十四年七月三十日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十四年七月三十日 午前八時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 議第五十号 やまと広域環境衛生事務組合への加入について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十四名)

一番 福塚実  
二番 山口耕司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 太 紀  
副市長 丸 昭  
教育長 堀 伸  
市長公室長 檜 吉  
総務部長 竹 彦  
すこやか市民部長 山 美

三番 吉 田  
四番 堀 川  
六番 村 家  
七番 藤 美  
八番 池 輝  
九番 益 上  
十番 山 田  
十一番 峯 宏  
十二番 花 昭  
十三番 土 康  
十四番 大 龍  
十五番 田 清

孝 雄  
嗣 典  
政 雄  
博 雄  
子 子  
廣 廣  
美 美  
範 範

事務局職員出席者

事務局次長	乾	事務局長	櫻
事務局係長	藤	産業環境部長	辻
事務局主任	笹	都市整備部長	森
速記者	片	教育部長	町
	山	水道局長	中
	瀬	会計管理者	上
	五	西吉野支所長	丸
	美	大塔支所長	山
	美	財政課長	山
	豊	市長公室次長	永
	一	秘書課長	口
	旬	ふるさと創造課長	本
			敏
			信
			敬
			三

午前八時零分開会  
○議長（益田吉博）ただいまから、あらかじめ御通知申し上げましたとおり、会議規則第九条第二項の規定により、開議時刻を繰り上げ、平成

二十四年五條市議会第三回臨時会を開会いたします。

本日、平成二十四年五條市議会第三回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議員各位には、どうか議案審議に御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会、たよりG O J O並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から、議会招集の御挨拶があります。太田市長。

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

平成二十四年第三回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、大谷龍雄氏ほか四名の市議会議員から法令に基づき請求のありました臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会では、先般の第二回臨時会に引き続き、やまと広域環境衛生事務組合への加入について御審議いただきます。

みどり園の移転につきましては、市民生活に直接影響する問題であり、自治体が責任を持って解決していかなければならない問題でもありますので、市民の負託を得られました議員各位には、よろしく審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（益田吉博）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十一条の規定により、議長から指名いたします。

十二番

花 谷

昭 典

議員

十三番

土 井

康 嗣

議員

十四番

大 谷

龍 雄

議員

以上の三名の方をお願いいたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る七月二十三日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり本日一日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げたとおりであります。

○議長（益田吉博）この際、申し上げます。

ごみ焼却施設、みどり園の移転の見直しに関する請願が提出されております。（「二番」の声あり）

○議長（益田吉博）二番山口議員。

○二番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、今のこの件に關しましての私なりの意見を述べさせていただきますので、どうか取扱いをよろしくお願い申し上げます。

なぜ今ごろ、そういった書類が提出されたのかということでございます。この陳情書は七月二十七日になってから市長と議長に届いたこと

でありましたが、署名活動については今までも本会議でも発言がありましたので、活動自体は随分以前にあったものと思われる。

私が一番不思議に思うことは、どうして今頃になってから提出されたのかといったことだと思います。そしてまた私たち議員は市民の代表であるということから、一方で議会における議論は今までも濃密と言っているほど行われており、私たち議員は、この署名の有無にかかわらず、またもちろん署名されていない市民もおられますし、様々な声を聞きながら将来の市の負担や地元との協定書を履行する最善の方法なども考え、議論を進めてきました。この陳情の有無に左右されるものではなく、議会は今までの議論を踏まえ、今臨時会中に粛々と結論を出すべきものであると申し上げて、私の意見とさせていただきます。

○議長（益田吉博）お諮りいたします。本請願を緊急事件として認め、議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）はい、結構です。

起立少数であります。

よって本請願を緊急事件として認め、議題とすることは否決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、議第五十号を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会福塚 実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十号につきまして、去る、十七日の第二回臨時会において当委員会に付託され、十八日及び十九日に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、審査をいたしました。閉会中の継続審査とすべきものとすることに決しました。

二十日の本会議において、当委員会での審査の中間報告を行い、閉会中の継続審査とすることに決しましたが、二十六日までに審査を終了するよう審査期限を付されたいとの動議が提出され、賛成多数により審査期限を二十六日までと付すことに決定いたしました。

十八日及び十九日の審査につきましては、二十日の第二回臨時会において中間報告をしておりますので、二十六日、午前十時から開会いた

しました当委員会での審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

審査の冒頭に理事者側から、十九日の委員からの質疑に対して、「合併特例債と一般廃棄物処理事業債との併用は可能である。」との答弁がありました。

委員から、須恵公民館での説明会において、ごみを広域処理すると二十一年間で三十億円の経費が削減されると説明したことについてただしたのに対し、「ごみ処理を広域で行う場合の一年間のごみ処理経費を四億一千万円、借地料一千五百万円及び収集、運搬に係る経費を二千万円と試算して合計すると四億四千五百万円となり、これを二十年間分合計すると八十九億円となり、それに建設費の市実質負担九億円をプラスすると九十八億円となる。それに対し、市単独で行った場合の一年間のごみ処理経費が五億六千万円で二十年間分で百十二億円、及び委員からの指摘により再計算した建設費の市実質負担十六億円をプラスすると百二十八億円となり、その差額が三十億円となる。」との答弁がありました。委員から、中継所の経費等についてただしたのに対し、「中継所の経費については、四億一千万円の中に五千万円を計上している。また、地元対策費については広域でも市単独でも必要になるので比較していない。」との答弁がありました。

委員から、五條市の議決期限等についてただしたのに対し、「環境衛生事務組合から、七月中に議決をしていただくようにと聞いている。御所市は六月二十六日に議会の議決をされている。また、田原本町については八月一日に臨時会を開会し、審議されると聞いている。」との答弁がありました。

委員から、平成二十三年九月定例会で、五條市に不利益がある場合、環境衛生事務組合から脱退できると聞いているが、どのような場合が考えられるかただしたのに対し、「御所市、田原本町より著しく不利益な場合を考えているが、今のところごみ処理負担金、組合議会の議員定数等について著しく不利益があるとは考えていない。」との答弁がありました。

委員から、やまと広域環境衛生事務組合施設の操業年限についてただしたのに対し、「地元と交渉中であり、できるだけ長い期間でお願いすると聞いている。」との答弁がありました。委員から、やまと広域環境衛生事務組合に加入して広域で運営する場合と市単独で運営する場合との比較研究が不十分であり、地元対策費の四五パーセントを五條市が負担することが御所市・田原本町から挙がってきていること、及び市民約七千人の反対署名があり、説明会を実施しているさなかで十分な議論を尽くしていない。

また、委員から、今回加入することを議決すると、後日、五條市に不利益となる事案が出てきたときに、組合から脱退できにくい状況になることが考えられるため、今、十分な議論を行い市民の不安を取り除く必要がある等の意見がありました。本案につきましては、慎重審査

を経て起立による採決を行った結果、可否同数となり委員長裁決により否決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る、十七日に行いました第二回臨時会の議案  
審議において、既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）議長の発言許可をいただきましたので、議第五十号、やまと広域環境衛生事務組合への加入についての議案に対する賛成  
討論をさせていただきますと思います。

まず最初に、長年にわたりまして、みどり園協定書に基づき誠意ある御協力をいただいております。みどり園協定書三地区の皆さん方に  
心から感謝申し上げる次第でございます。

そしてさらに、みどり園協定書に基づく適切な指摘もいただき、併せて感謝を申し上げます。

まず、この間の主な経過を私なりに明らかにさせていただきます。昨年の五月九日におきましては、太田市長が直接みどり園環境保全委員  
会の皆様にお会いし、みどり園の延長依頼を行いましたけれども、協定書を基に厳守するようという強い意思が表明されたわけでありませ

すが、いまして、市長としての責任を果たすために、既に昨年の三月一日に設立しております御所・田原本環境衛生事務組合の関係者に  
赴きまして、五條市の加入のお願いをし、皆さん方の意向を聴かせていただくために回らせていただきました。その直後、昨年の七月一日、五條市議会議員全員協  
会でまず御所市の関係者から事前の承諾をいただくことができました。したがって、その直後、昨年の七月一日、五條市議会議員全員協  
議会が開催されました、御所・田原本環境衛生事務組合に参入する旨の報告を市会議員の皆様にしたという経過でございます。

そして、昨年の五條市九月議会へ御所・田原本環境衛生事務組合へ加入する議案を市長から提出ありまして、まず厚生建設常任委員会で審



議されたわけでありませけれども、資料不足、説明不足ということもありまして、厚生建設常任委員会では否決になりましたので、その後、市長は議案を取り下げました。

そして、議員の皆さん方から出されておりました資料要望や御意見に基づいて準備を整え、昨年十月三十一日の五條市臨時会で、御所・田原本環境衛生事務組合への加入議案を再度提出され、諮られたところ、市会議員の皆さんの賛成多数の賛同で可決し、まず入口段階での御所・田原本環境衛生事務組合への加入を議会は可決したわけであります。

そして、それに基づいてこの間、必要な事務整理が進められてきたわけでありませけれども、御存じのように、法律に基づく必要な事務処理というものが求められますので、このたびの議会に、やまと広域環境衛生事務組合への加入についての議案が再度提出され、そして経過はありましたけれども、今日こうして採決寸前になっているわけであります。

この議案の主な内容は、もう委員長報告や理事者の方でも説明がこの間ありましたので、御存じの議員さんも多いと思いますけれども、主なものをもう一度申し上げますと、いわゆる御所・田原本・五條の三自治体が一緒になってやるという規約の内容になっております。そして、組合の議員定数は御所三名、田原本三名、五條三名ということも含まれているわけでありませ。そしてこれからの必要な費用につきましては、その負担割合といたしまして、施設建設費は全体の一〇パーセントは均等割、三つの自治体は一〇パーセントずつ負担すると、残りの九〇パーセントはごみの出す処理量割でいくということになっております。もう一つの負担割合は、管理運営経費については、もう均等割をやめて一〇〇パーセントごみの処理量割でいくというのが、今上程されております議案の主な中身だと私は解釈しているわけでありませけれども、この議案につきましては、私は基本的には賛成をさせていただきます。

その賛成理由を、主なものだけ申し上げます。

その一つは、皆さん、御所・田原本とともにやるということは、五條市が現在確保できていないごみ処理施設の建設の用地は、ほぼ九九パーセント確保されているということです。五條の持っていないものが、御所と田原本と一緒にやることによって確保されるということです。これが一番の大きな五條市のメリットではないでしょうか。そして、理事者からの情報によりますと、御所市の栗阪の処理場の周辺の三つの地区の皆さん方にこの間五條市が加入してもいいかどうか皆さん方に諮られてきました。そのうち二つの地元の皆さん方は早々と了解していただいております、あと一つの地元だけがまだ残っておったわけでありませけれども、六月末に栗阪処理場周辺の三地区の皆さん全てが五條市の加入に賛同いただいたということでありませから、更にやはり確実な用地確保の見通しがつけられたのではないのでしょうか。

そして、この御所・田原本とともにやっていけば、この間の事務事業の見通しでは、やはり大きなごみ処理場建設には四年ないし五年が掛かるということでありますので、今上程されておりますこの議案が可決されてできるだけスムーズに進めても、平成二十八年ないし二十九年にしか完成できないということでありますからね。しかしみどり園協力地区の皆さん方にお願ひして、最大延長が認められれば、平成三十一年まで認めていただけるわけでありますから、余裕を持って、御所・田原本と一緒にやるのが平成三十一年までに余裕を持ってあの複雑大きなごみ処理場を建設できるという、この見通しが立つわけですね。

この間の審議の中で、吉野郡との広域化も検討すべきだという意見が挙げられておりますので、その件についての見解を私なりに申し上げますと、御存じのように、五條に一番近い吉野郡の広域ごみ処理場は大淀・高取・黒滝・天川が広域でやっております大淀町芦原トネルの手前左にあります広域ごみ処理場ですね。あの処理場は期限が平成三十三年までですね。みどり園協力三地区の皆さん方に承認いただいても最長平成三十一年まで余裕をもって完成させなければならぬわけですが、吉野郡の大淀・高取・黒滝・天川は三十三年まであるわけですから、とても五條市の期限には間に合わないのではないかと、そしてこの間、大淀の芦原の広域ごみ処理場まで距離がなんぼあるか測りました。この市役所から芦原の処理場までは片道一六キロあるんですね。みどり園から御所の栗阪までは片道七キロですからね、倍以上になりますね。

そして同時に、五條と吉野郡三町八村ですか、この皆さん方の話し合いで、病院は高度な病院を建てるという方向で進んでおります。しかし皆さん、病院は協力いただきやすい施設ですね。しかしごみ処理場は人間の生活、仕事にとってなくてはならないものでありますけれども、やはり御理解いただきにくいという面も現実にはありますからね、病院は吉野郡とともにうまく進んでも、ごみ処理場はやはり疑問点が多いのではないのでしょうか。

こういったことでも、もう御所・田原本と一緒にやることによって、九九パーセントごみ処理場建設の用地が確保され、みどり園協力地区の皆さん方の承認をいただいたとしての平成三十一年までには十分余裕を持ってごみ処理場が建設でき、そして法律によって五條市の責任としてごみ収集、焼却処理をしなければならぬわけでありますけれども、一日たりとも中断はできませんので、その責任を果たす点から考えてもやはり皆さん、私は御所・田原本の皆さん方とともにやるのが、やはり五條の現在の立場では一番選ぶべき道ではないかと思ひます。

次のメリットは、もう先ほどの委員長報告でも指摘されましたように、ごみ処理場施設の建設費がこの間五條の議会で何回となしに計算のやり直しをしなければならぬ状況になりまして、大変私といたしましても悲しい状況が起こったわけでありますけれども、しかし計算のや

り直した現在の建設費の比較で申し上げても、御所・田原本と広域であれば、五條市の負担は九億円ですね。しかし五條市で単独で建てますと、十六億円、七億円広域の方が安くつくわけですね。まだ決まってはおりませんが、五條市の御所・田原本の広域の方に払わなければならぬと言われております、地元協力金や環境対策費を含めて差引きしてもやはり広域でやった方が四億円くらい単独よりも安くなると思はれる次第でございます。

その他いろいろございますけれども、もう一つこの間の審議で心配の一つとして出されておりました御所の財政状況を、報道を基に申し上げますと、六月十四日の新聞報道では、「御所市は平成二十三年度一般会計決算を発表した。その中身は、実質収支は約三億一千万円と昭和四十五年以來、実に四十一年ぶりの黒字となった、財政健全化計画より二年早い早期健全化団体からの脱却が決まった、この秋に正式に脱却する。」というように発表されておりますし、御所市の関係者もこれは間違いないと言っておりますので、間違いないものと思はれますけれども、このように、やはり御所市自身も市民の皆さん、関係者が必死になって財政の健全化に頑張っております。しかし御所市だけではなしに、我が五條市もほかの自治体も現在は多い少ないはあっても、財政は大変厳しいわけですから、厳しい自治体同士が一緒になってやるということとは、それはまた励ましにもなり、財政健全化にもつながるといことになるわけです。私から、私は基本的にこの議案については、賛成させていただくことを申し上げます。

しかし、課題もあります。市民の皆さん方から出されております中継所、その他のこと、たくさんあります。しかし中継所につきましては、この間市長始め理事者の答弁として、今回のこの議案が可決されれば、優先順位をつけて中継所のお願いに走るといふ答弁も引き出しております。同時に先ほど申し上げました御所栗阪のごみ処理場周辺の三地区の皆さんの承認をいただきましたけれども、その承認をいただく懇談会の中で、皆さん方から出された意見としては、新しいごみ焼却場ができて三つの自治体から出されるごみを処理するわけですけれども、そのごみを運ぶ運搬車が大変多くなると、だから御所のごみ処理場に搬入する車の台数を減らす対策を最大限やるべきだという意見をいただいたそうであります。だから、この御所のごみ処理場三地区の皆さんの御要望にお応えするためにも、中継所は今まで以上に確実なものを必ず造るという必要性が高まっているわけでありまして、これは理事者、我々議員はそのことに全力を挙げなければなりませんけれども、私はこの議案が可決されれば、かなり明るい見通しも今現在では生まれるのではないかとこのように感じております。

そのほか、課題はたくさんありますけれども、何といいますが、平成三十一年までにちゃんと完璧なごみ処理場建設ができる見通しのあるこの御所・田原本とともにやる今回の議案を市会議員の多くの皆さんの賛成で可決されまして、五條市民の皆さん方に責任あるごみの処

理を果たせることを心から訴えまして、賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（益田吉博）次に、堀川浩美議員の発言を許します。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美）議長から発言の許可をいただきましたので、議第五十号、やまと広域環境衛生事務組合への加入について、反対の立場から討論いたします。

ごみ処理広域化については、市民生活にとって一番密着した問題であることから説明会が最終平成二十四年九月九日までとなっており、市民の方々に十分な説明が終わっていません。説明会が終わってから住民投票をするなり、アンケート調査をして市民の不安を取り除くべきであります。

私も野原と白銀の二箇所にも市民説明会に行かせていただきましたが、多くの方々は五條市のごみは五條で処分すべきで、やまと広域環境衛生事務組合への加入には反対しております。

五條市を守る会が五條市を大切に思う市民一人一人に署名していただきました七千五百五十七名がやまと広域環境衛生事務組合への加入見直しについて、市長、議長宛に署名が提出されております。

中継所の建設費、みどり園を更地にする費用と今後も表に出していない費用が発生することが予想され、本当に五條にとってメリットになるのか、大変疑問でございます。

先日、五條市民より五條市議会で採決されるやまと広域環境衛生事務組合に五條市が参入する件について、反対に回っている議員に賛成に回るように話をつけてくださいという手紙がきておりますが、私は五條市民の代表です。市民の声に背くことはできません。これからも何事にも屈せず、住み良い五條市を市民の皆様とともに造るために、やまと広域環境衛生事務組合への加入は五條市にとって不具合にならないよう何回も、何回も、議論に議論を重ねなければなりません。

五條市のごみは五條市でとの市民の声が多く、市民の生活に密着した施設です。市民の声に真摯に耳を傾け、より良い五條市を市民とともに造るために、私は市民の代表として、やまと広域環境衛生事務組合への加入には反対させていただきます。

議員各位には、どうぞ御賛同賜りますようお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（益田吉博）次に、藤富美恵子議員の発言を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子登壇〕

○七番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております議第五十号、やまと広域環境衛生事務組合への加入について、反対の立場から討論いたします。

本案は御所市・田原本町で設立されましたごみ処理を広域で処理するための一部事務組合に五條市も加入し、二市一町でごみ処理事業を進めようとするものであります。

まず、これまでの経緯、経過を簡単に説明申し上げますと、ごみ焼却施設みどり園の移転については、太田市長は議員のときに、「みどり園は五十年使えると聞いています。みどり園の延長をお願いすべきである。」と前市長にみどり園の延長を強く主張しておりました。ところが市長に就任してわずか一箇月後の昨年五月二十四日に、独断で御所市の東川市長に御所・田原本環境衛生事務組合への参入の申入れをいたしました。就任後、わずか一箇月で議員のときは、言うことをころつと変え、五條市民を置き去りにし、議会も無視し独走いたしました。それからわずか二回の委員会で建設費もわからないままに昨年の十月三十一日の臨時会で御所・田原本環境衛生事務組合への加入が可決されました。そして今回、やまと広域環境衛生事務組合に五條市も加入し、二市一町の広域でごみ処理事業を進めようとするものであります。

今回、市長が提案したやまと広域環境衛生事務組合の規約内容ですが、太田市長はこれまでいろいろ質問しても、まだ決まっていけない、全ては御所・田原本環境衛生事務組合に五條市も加入してからその中で決めていくと言いつつ延び延びしてきましたが、もう既に御所市と田原本町との間で案として施設建設費等の二市一町の負担割合が定められており、五條市の負担割合は五條市にとって不利なものとなっております。

そして、また規約内容には含まれておりませんが、地元対策費、いわゆる迷惑料でございますが、合計五億五千万円のうち、御所市は九千三百万円、率にして約一七パーセント、田原本町は二億七百万円、率にして約三八パーセントであります。五條市は二億五千万円、率にして約四五パーセントもの負担をすることになり、五條市にとっては大変不利なものとなっております。

今回、やまと広域環境衛生事務組合への加入に賛成するということは、五條市にとってこの不利な条件をのむということになり、私は五條市の不利益となるこの規約内容を認めることはできません。

昨年、御所・田原本環境衛生事務組合への加入については、可決となりましたが、五條市はまだ加入はしておらず、今ならまだ見直すことは可能であります。

五條市の正確な負担金が全てわからない、示されていない現状で、そしてまだまだ表に出てきていない費用が今後発生することも予想され、

更に御所市は単年度黒字になったとはいえ、御所市の財政状況も考え合わせると、やまと広域環境衛生事務組合に加入することが、太田市長の言われるように、本当に五條市にメリットになるのかどうかは大変疑問であります。

そして、一旦加入してしまえば、違約金等が発生することから脱退することは大変難しく、後戻りすることはできません。

この状況で、本日、やまと広域環境衛生事務組合への加入について議決することは、五條市の将来に大きな禍根を残すことになります。

現ごみ焼却施設みどり園にはこれまで周辺整備等を含め、約百三十億円というばく大なお金が投入されております。昨年には四億三千万円も掛けた大規模改良工事も終わり、炉は、今後十五年は使えます。まだまだ使えるのに大変もったいない。これらのお金は市民の皆様方の大切な血税であります。

先日七月二十七日に五條市の市民団体五條市を守る会がごみ焼却施設みどり園の移転の見直しを求める陳情書の署名、七千五百五十七名の五條市民の皆さんの思いを市長、議長宛てに提出されました。ごみ焼却施設みどり園は市民の毎日の生活に直結しており、特に女性や高齢者にとってごみ問題は日々の生活に影響を及ぼすほどの切実な問題であります。

私も女性として、特にこのごみ問題については、女性の代弁者として声を大にして申し上げたいと思います。

市長、そして私たち議員は多くの市民の皆さんのごみ焼却施設みどり園の移転の見直しを求める七千五百五十七名の声を無視することではできません。七月六日、市長がやっとこれまで置き去りにしていた市民の皆様方に対し重い腰を上げ、希望する各地区を回り広域化についての説明会を始めました。

五條市のごみは五條市で処理すべきであるという意見や、なぜ御所なのかなど、みどり園の移転に反対する声が多く出たと聞いています。私も数箇所参加させていただきました。

市長の市民の皆さんへの説明会はまだ終わっておりません。市長はまずは説明会で市民の声を聴くべきであります。市長はわずか数回、みどり園の地元三地区に行っただけでいろいろな選択肢を検討することもなく、御所市への移転を独断で決めましたが、多くの五條市民の理解を得ずして、やまと広域環境衛生事務組合へ加入することは許されることはありません。

七千五百五十七名の見直しを求める市民の皆様方の署名の重さや、また説明会での反対の声を市長は無視するのではなく、しっかりと受け止めるべきであります。そして、市長は市民の目線に立ち、市民の声に耳を傾け、市民の皆さんの意見をよく聴いた上で、いろいろな選択肢の中からみどり園を継続するか移転するか、見直すべきであります。

やまと広域環境衛生事務組合の加入については、御所市は六月二十六日に議決されておりますが、田原本町については臨時会の日も決まっておらず、五條市も慌てることはありません。しっかりと考えるべきであります。

最後に、今回のみどり園の移転問題の抜本的な理由とされている協定書の第三項には、操業年限は基本的に二十年、ただし施設機能良好な場合は五年延長すると書かれており、つまりは平成二十六年の時点で施設機能良好な場合は、みどり園は自動的に五年延長する。平成三十一年まで使わせていただけるといふ、そういう期限があります。そして、太田市長が移転の理由として説明している移転先が確定していること、つまり次の候補地が決まっていること、ということなど、協定書のどこにも書かれておりません。

いずれにいたしましても、やまと広域環境衛生事務組合へ加入するということは、御所市と田原本町で決められた案、五條市にとって不利な規約内容を承認するということになり、五條市の不利益になることから、本案やまと広域環境衛生事務組合への加入については、反対すべきであると申し上げまして、私の反対討論といたします。

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（益田吉博）傍聴人に申し上げます。静粛に願います。  
以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。（拍手）

○議長（益田吉博）以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始御熱心に御精励いただき、円滑なる議会運営に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

市長始め理事者各位には市政発展のため、事務事業にますます御精励賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十四年第三回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともお忙しい中、御審議を賜りありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました、やまと広域環境衛生事務組合への加入につきましては、原案のとおり議決を得ました。

みどり園の移転につきましては、市民生活に直接影響する問題であり、自治体が責任を持って解決していかなければならない問題でもありますので、市民の負託を得られました議員各位の御理解が得られましたことを、心から喜んでおります。

今後とも、議員各位からいただきました御意見を十分に踏まえながら、市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、市政発展のため御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、どうぞ健康に十分御留意いただき、更に御活躍賜りますことをお祈り申し上げ、閉会に当たりましてのお礼と御挨拶に代えさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（益田吉博）これをもちまして、平成二十四年五條市議会第三回臨時会を閉会いたします。

午前八時五十二分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 益田吉博



署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員
大 谷 龍 雄	土 井 康 嗣	花 谷 昭 典